坂戸市保育料徴収額表（保育認定）

（令和６年度）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 各月初日の在籍児童の属する世帯の  階層区分 | | | 保育料の月額（円） | | | |
| 階層  区分 | 定　　　　義 | | 保育標準時間認定児 | | 保育短時間認定児 | |
| ３歳  未満児 | ３　歳  以上児 | ３歳  未満児 | ３　歳  以上児 |
| Ａ | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Ｂ | Ａ階層を除き前年度分の市民税額の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 非課税世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Ｃ１ | 均等割の額のみ  の世帯 | 5,500 | 0 | 5,400 | 0 |
| Ｃ２ | 所得割の額が  10,000円未満の世帯 | 7,000 | 0 | 6,800 | 0 |
| Ｃ３ | 所得割の額が  10,000円以上48,600円未満の世帯 | 8,500 | 0 | 8,300 | 0 |
| Ｄ１ | 所得割の額が  48,600円以上78,700円未満の世帯 | 14,500 | 0 | 14,200 | 0 |
| Ｄ２ | 所得割の額が  78,700円以上108,700円未満  の世帯 | 23,000 | 0 | 22,600 | 0 |
| Ｄ３ | 所得割の額が108,700円以上155,900円未満  の世帯 | 32,000 | 0 | 31,400 | 0 |
| Ｄ４ | 所得割の額が  155,900円以上  200,100円未満  の世帯 | 41,000 | 0 | 40,300 | 0 |
| Ｄ５ | 所得割の額が  200,100円以上  281,100円未満  の世帯 | 50,500 | 0 | 49,600 | 0 |
| Ｄ６ | 所得割の額が  281,100円以上  340,500円未満  の世帯 | 54,000 | 0 | 53,000 | 0 |
| Ｄ７ | 所得割の額が340,500円以上  の世帯 | 55,000 | 0 | 54,000 | 0 |

|  |  |
| --- | --- |
| 備考 | １　この表の３歳未満児とは、特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育の利用を開始した年度の初日の前日において３歳に達していない児童をいい、当該児童が当該年度の途中で３歳に達した場合においても、当該年度中に限り、３歳未満児とみなす。３歳以上児についても、同様とする。  ２　この表の保育標準時間認定児とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第４条第１項の規定により保育必要量の認定が１日当たり11時間までとされた児童をいう。  ３　この表の保育短時間認定児とは、子ども・子育て支援法施行規則第４条第１項の規定により保育必要量の認定が１日当たり８時間までとされた児童をいう。  ４　この表のＣ１階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第１号に規定する均等割の額をいい、Ｃ２階層からＤ７階層までにおける「所得割の額」とは、同項第２号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の７から第314条の９まで並びに同法附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第６項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。  ５　所得割の額を計算する場合には、教育・保育給付認定保護者（支援法第19条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第20条第４項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下この備考において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。  ６　地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。  ７　児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計により行うものとする。  ８　同一世帯から小学校就学の始期に達するまでの児童が保育所のほかに学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園、法第59条の２第１項の規定による届出を行った同項に規定する施設、支援法第７条第５項に規定する地域型保育、学校教育法第76条第２項に規定する特別支援学校の幼稚部若しくは法第７条第１項に規定する児童心理治療施設の通所部又は法第６条の２第２項に規定する児童発達支援若しくは同条第３項に規定する医療型児童発達支援を利用している場合における年齢が多い順の２人目の児童に適用される保育料は、各階層で定める額の２分の１の額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。  　　ただし、本文の規定にかかわらず、第３子以降の児童の保育料は、無料とする。  ９　備考８の規定にかかわらず、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の２第１項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が２人以上いる場合であって、備考４から７までの規定により算定して得た所得割の額が57,700円未満であるときにおける年齢が多い順の２人目以降の特定被監護者等に適用される保育料は、２人目にあっては各階層で定める額の２分の１の額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、３人目以降にあっては無料とする。  10　備考８及び９の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（子ども・子育て支援法施行令第４条第４項に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合であって、備考４から７までの規定により算定して得た所得割の額が77,101円未満であるときにおける年齢が多い順の１人目以降の児童に適用される保育料は、１人目にあっては各階層で定める額の２分の１の額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、２人目以降にあっては無料とする。  11　４月から８月までの月分の保育料にあっては前年度分の所得割の額を基に、９月から翌年３月までの月分の保育料にあっては当該年度分の所得割の額を基に決定するものとする。  12　児童の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、Ｄ７階層にあるものとみなしてこの表を適用する。  13　保育所設置条例第７条ただし書の規定に基づき、保育所において支援法第59条第２号に規定する時間外保育をするときは、月額1,000円を保育料として徴収する（Ａ及びＢ階層を除く。）。 |